シリーズ人権教育　第１２９回

ハンセン病と人権



　ハンセン病という病気をご存知でしょうか。

ハンセン病は、らい菌によって起こる感染症です。

　主に、末梢神経（まっしょうしんけい）や皮膚、目などが侵されます。

　らい菌は、結核菌などと同じ仲間のバクテリアですが、

菌自体の毒性は少なく、感染力もたいへん弱いので、ほとんど感染することはなく、発病することは希（まれ）です。

　たとえ発病しても、現在は、薬を使って治療すれば確実に治せる病気です。

　では、なぜこの病気が、人権問題と結びつくのでしょうか。

　ハンセン病で末梢神経が侵されると、知覚の麻痺（まひ）が起こるため、痛みや熱さが感じられず、傷ややけどが重症になったり、皮膚に結節というできものが現れたりします。

　目や耳、鼻や口、手足など、顔や体の極端な変形をともないます。

　その容姿、風貌から病気への恐怖や、治らない病気だという誤解、さらに「本人や先祖が仏の教えに背いたからなる病気」という、昔からの迷信などが重なって、ハンセン病への偏見、差別が生まれました。

　そして、感染した人たちを、法律によって強制隔離し、強制労働、断種、中絶、懲罰・監禁など、多くの人権蹂躙（じんけんじゅうりん）がともなう絶滅政策を、国が組織的に行ないました。

　感染力も弱く、通院で治療することの出来る病気にもかかわらず、法律は、感染予防を理由に患者を療養所へ隔離することを定めたのです。平成１３年５月に、熊本地方裁判所において、国のハンセン病政策の違憲性を問う、全国で初めての判決が下されました。

　長年にわたる隔離政策の見直しを怠った国の責任を指摘し、損害賠償の支払を命ずる判決が確定しました。

　ハンセン病の人を隔離する必要がないことは、医学的知見等から、昭和３５年頃には、既に分かっていたのです。

　国の政策転換、法律廃止が遅れた背景には、社会全体に根強く残っている「ハンセン病への偏見・差別」が存在していたからです。

　全国には、１５のハンセン病療養所（国立１３、私立２）が有りますが、納骨堂には、社会復帰できず、故郷に帰れなかった２万３千を越える遺骨が眠っており、現在も２千人余の人々が入所療養をしています。

　入所者のハンセン病は、治癒していますが、いまだに残っている偏見や差別、長い

間の隔離生活、さまざまな後遺症による障害や高齢のため、ふるさとに帰れないままでいます。

　偏見や差別は、それを引き起こすもととなった法の廃止や政策転換によって、直ちになくなるというものではありません。

　差別意識から生じる問題解決には、一人ひとりが、自分自身のこととして考え行動することが大切です。

